

第69回税理士試験 相続税法
角 解 説

〔第一問〕

問 1

相続時精算課税について、(1)相続税法に規定されている適用要件及び適用手続、(2)租税特別措置法に規定されている適用要件の特例措置を解答する理論問題である。

(1) 相続税法に規定されている適用要件及び適用手続

相続税法に規定されている適用要件は、相続税法第21条の9（相続時精算課税の選択）第1項に規定されているため、この点を解答する。

また、適用手続として、相続時精算課税選択届出書の提出が必要とされているため、同条第2項を解答する。この相続時精算課税選択届出書の提出は、贈与税の期限内申告書に添付して提出することとされている（相続税法施行令第5条第1項）ため、贈与税の期限内申告書についても解答することが望ましい。

なお、相続時精算課税選択届出書の提出については、次の例外的な措置が置かれているが、これらの点については、全体の解答量からしても解答は要しないものと考えられる。解答していれば、加点点目となると考えられる。

- ① 贈与者が年の中途に死亡した場合（相続税法施行令第5条第3項）
- ② 相続時精算課税選択届出書の提出の承継等（相続税法第21条の18）

(2) 租税特別措置法に規定されている適用要件の特例措置

(1)の相続税法に規定されている適用要件のほか、租税特別措置法において次の適用要件の特例措置が設けられている。従って、本問では、これらを列挙して解答する。

① 相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法第70条の2の6～第70条の2の8）

イ 孫の特例（租税特別措置法第70条の2の6）

「孫」を相続時精算課税の適用対象者に含む特例措置

ロ 特例受贈事業用資産を取得した場合の特例（租税特別措置法第70条の2の7）

「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に規定する特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者」を相続時精算課税の適用対象者に含む特例措置

ハ 特例対象受贈非上場株式等を取得した場合の特例（租税特別措置法第70条の2の8）

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例に規定する特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者」を相続時精算課税の適用対象者に含む特例措置

② 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（租税特別措置法第70条の3）

「60歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者」を相続時精算課税の適用対象者に含む特例措置

◆ 相続時精算課税の適用要件のまとめ

区 分	贈与者の要件	受贈者の要件	贈与財産の要件
相続時精算課税の選択(原則)	60歳以上の者	贈与者の直系卑属である推定相続人 20歳以上の者	全ての財産
相続時精算課税適用者の特例			
孫の特例	60歳以上の者	贈与者の孫 20歳以上の者	全ての財産
特例受贈事業用資産の特例	60歳以上の者	直系卑属である推定相続人及び孫以外の者 20歳以上の者	特例受贈事業用資産
特例対象受贈非上場株式等の特例	60歳以上の者	直系卑属である推定相続人及び孫以外の者 20歳以上の者	特例対象受贈非上場株式等
特定贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例	60歳未満の者	居住無制限、非居住未制限 直系卑属である推定相続人又は孫 20歳以上の者	住宅取得等資金

問2

租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律で規定される災害があった場合に適用が可能とされている相続税の課税価格の計算の特例について、それぞれの内容を解答する理論問題である。

従って、災害により被害を受けた場合における相続税の課税価格の計算の特例を解答する。

(1) 租税特別措置法で規定される災害があった場合の特例

租税特別措置法で規定される災害があった場合の特例は、次のとおりである。

- ① 特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の6）
- ② 特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の7）
- ③ 相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例（租税特別措置法第69条の8）
- ④ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税（居住要件の免除、居住期限の延長、取得期限の延長、再適用）
(租税特別措置法第70条の2)
- ⑤ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（居住要件の免除、居住期限の延長、取得期限の延長）
(租税特別措置法第70条の3)
- ⑥ 山林についての相続税の納税猶予及び免除（規模拡大期間の延長）（租税特別措置法第70条の6の6）
- ⑦ 非上場株式等についての納税猶予及び免除（納税猶予の継続、納税猶予税額の免除）（租税特別措置法第70条の7など）

本問では、相続税の課税価格の計算の特例を解答するため、①の「特定措置等に係る相続税の課税価格の計算の特例」を解答することになる。なお、特別縁故者に対する相続財産の分与がされた場合の取扱いも規定されているが、この点については記載を要しないものとされているため、解答を要しないこととなる。

また、特定非常災害の意義、特定土地等の意義、特定株式等の意義を解答することも考えられるが、全体の分量などからして解答は難しいため、模範解答に挙げていない。解答していれば、加点項目となると考えられる。

(2) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律で規定される災害があった場合の特例

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災害減免法」という。）で規定される災害があった場合の特例は、次のとおりである。

- ① 相続税又は贈与税の免除（災害減免法第4条、災害減免法施行令第11条）
- ② 相続税又は贈与税の課税価格の計算（災害減免法第6条、災害減免法施行令第12条）

本問では、相続税の課税価格の計算の特例を解答するため、②の「相続税又は贈与税の免除」のうち、相続税に関する部分のみ解答することになる。なお、特別縁故者に対する相続財産の分与がされた場合に係る期限内申告書の提出期限前に災害により被害を受けた場合の取扱いも規定されているが、この点については記載を要しないものとされているため、解答を要しないこととなる。

〔第二問〕

1 相続人・相続分の判定

相続人は、第一順位の取扱いである。養子D及び養子Eは、配偶者の連れ子であるため、実子とみなす者に該当する。

孫Gは、亡子Bの養子であることから、代襲相続人に該当する。また、代襲して法定相続人となっているため、実子とみなす者にも該当する点を見落とさないように。

相続人・相続分		法定相続人(の数)とこれに応じた相続分	
乙	1/2	乙	1/2
A	1/10	A	1/10
C	1/10	C	1/10
D	1/10	D	1/10
E	1/10	E	1/10
G	1/10	G	1/10
1		6人	1

2 財産評価等

※ 問題文において「平成31年4月1日現在の財産評価基本通達〜に基づき評価する」とされているが、平成31年4月1日以降に改正が行われたものはない（実際には、森林の立木の標準価額表が改正されているが）ため、特に考慮する必要はない。

(1) 宅地H

かけ地を有する宅地の評価である。かけ地補正率を適用した上で評価する。

なお、宅地Hの上に存する家屋Iは、配偶者乙が共有持分2分の1を保有しているが、「被相続人甲と配偶者乙との間で家賃等の授受は、行われていない。」との指示があり、宅地Hは使用貸借であると解釈できるため、自用地評価となる。

(2) 家屋I

家屋Iは、被相続人甲が共有持分2分の1を所有しており、その共有持分2分の1を遺贈により取得していることから、持分の考慮を忘れないように。

なお、平成29年において被相続人甲から配偶者乙に対して家屋Iの共有持分2分の1が贈与されているため、生前贈与加算の適用関係には、留意すること。（下記6(1)参照）

(3) 宅地J

間口距離に比して奥行距離が長大であるため、奥行長大補正率の適用がある点を見落とさないように。

また、宅地Jは、借地権の設定に際し権利金の授受の取引慣行がある地域に所在し、賃貸借契約により相当の対価で貸し付けられているが、権利金等の支払いがあったとも読み取れる。

しかし、「権利金の授受はなく、土地の無償返還に関する届出書を提出している」との指示があり、相当の地代による貸付けが行われていると解釈できるため、相当の地代通達に基づき貸宅地の評価額は「自用地評価額 × 80/100」となる。

本来、相当の対価と相当の地代は、異なる概念である。

相当の対価は、租税特別措置法第69条04（小規模宅地等の特例）に基づく概念と解され、「被相続人等の事業の用に供されている宅地等」の範囲に「相当の対価を得て継続的に貸し付けていること」が含まれるものとされている。つまり、小規模宅地等の特例の適用対象となる「被相続人等の事業の用に供されている宅地等」の要件として課されているものである。

対して、相当の地代は、相当の地代通達に基づく概念であり、相当の地代を支払っている場合には「借地権の設定による利益はない」とされている。つまり、通常は権利金の授受をすべき場合であっても、相当の地代を授受している場合には、借地権相当額の経済的利益の贈与はないものとして取扱うということである。

そのため、「相当の対価＝相当の地代」とはならないため、一見すると相当の地代による貸付けとは読み取れないが、上記の「権利金の授受はなく、土地の無償返還に関する届出書を提出している」との指示から、相当の地代による貸付けであることが読み取れるため、解答では相当の地代による貸付けがあった場合の取扱いにより評価している。

(4) 家屋K

賃貸借契約に基づき相当の対価により貸し付けられているため、貸家として評価する点を忘れないように。

(5) 宅地L

側方路線を有する宅地の評価である。

また、幅員3mの道路に接する部分は、将来0.5m後退しなければならないため、9㎡(18m×0.5m)がセットバック対象地に該当する。そのため、セットバックを必要とする宅地としての評価を行う必要がある。計算方法は、次のとおりである。

$$\text{自用地評価額(A)} = (A) \times \frac{\text{セットバックを必要とする宅地の地積}}{\text{宅地の総地積}} \times 0.7$$

なお、宅地全体に係る減額補正であるため、自用地としての評価額を算定後に、上記算式による減額補正を行うことになるため、計算順序に留意すること。

また、上記で評価した金額が自用地評価額であるため、その上で貸家建付地としての評価を行うことになる。

(6) 宅地M

造成中の宅地の評価である。評価の基礎となる金額は、造成工事着手前の地目による課税時期時点の評価額を基礎に、造成費の額の80/100の相当額を加算して評価する。

$$\text{造成前工事着手直前の地目による課税時期における価額} + \text{宅地造成に係る費用現価} \times \frac{80}{100}$$

(注) 費用現価とは、投下費用を課税時期の価額に引き直した額をいう。

(7) N株式会社

取引相場のない株式の評価である。純資産価額の計算に当たり、資産の部及び負債の部を調整する必要があるが、それほど難しい点が多いわけではないため、落ち着いて解答するように。

① 評価方法の判定

親族グループの所有議決権割合が50%超であるため、同族株主に該当する。

また、取得者である配偶者乙、子A、養子Dのそれぞれの所有議決権割合が5%以上となるため、全員原則評価となる。判定方法を確認するように。

② 1株当たりの純資産価額

イ 評価時点

純資産価額の計算は、原則として課税時期において仮決算を実施し、課税時期において有する資産及び負債を評価対象とする。

ただし、例外として相続開始時における資産及び負債の金額が明確でなく、相続開始の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がないことから評価額の計算に影響しない場合には、直前期末において有する資産及び負債を対象として、課税時期における時価により純資産価額の計算をすることができる。

本問では、例外の直前期末基準によることになるため、計算方法を確認すること。

◆ 課税時期基準と直前期末基準の概要

		原則：課税時期基準	特例：直前期末基準	
評価する資産等 とその評価基準	相続税評価額	課税時期における各資産及び負債を課税時期における相続税の評価基準を適用して計算した金額	相続税評価額	直前期末の資産及び負債を対象とし課税時期に適用されるべき相続税の評価基準を適用して計算した金額
	帳簿価額	課税時期の資産及び負債の帳簿価額により計算した金額	帳簿価額	直前期末の資産及び負債の帳簿価額により計算した金額

ロ 宅地Jに係る借地権

同族関係者となっている被相続人甲から相当の地代により借受けていた宅地があるため、その宅地の評価額の20/100相当額を資産として相続税評価額に計上する。

これは、同族会社に対する相当の地代等の貸付けをすることにより、貸宅地として80/100相当額により評価されることから、20%分の租税回避を行うことが可能となるため、これを防止するための措置である。

なお、N社における帳簿価額はないことになるため、計上しないことに留意すること。

また、土地無償返還に関する届出書の提出がされているため、地代の改訂等がない場合であっても、いわゆる自然発生借地権は生じないことになる。

ハ 未払退職功労金等

被相続人甲の死亡により、退職手当金等の支払いが確定するため、負債に計上する。

なお、計上額はみなし財産となる金額と同額であるため、弔慰金相当額については計上しないことになる。

これは、直前期末基準の場合であっても、個人に対するみなし財産である退職手当金等としての課税により、財産としての二重財産が認識されてしまうこととの整合性から計上することになる。

ニ 計算方法

1株当たりの純資産価額の計算方法は次のとおりである。なお、各資産、各負債ごとに千円未満の端数を切り捨てて計上する点も確認するように。

$$\frac{\text{資産の合計額(相評)} - \text{負債の合計額(相評)} - \text{評価差額に対する法人税額等}}{\text{課税時期現在の発行済株式数(自己株式を除く)}} = \text{1株当たりの純資産価額 (円未満切捨て)}$$

※ 評価差額に対する法人税額等は、次の算式により計算する。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{相続税評価額による純資産価額} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{資産の合計額} \\ \text{(相続税評価額)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{負債の合計額} \\ \text{(相続税評価額)} \end{array} \right\} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{帳簿価額による純資産価額} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{資産の合計額} \\ \text{(帳簿価額)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{負債の合計額} \\ \text{(帳簿価額)} \end{array} \right\} \end{array} \right\} \times 37\% = \text{評価差額に対する法人税額等 (千円未満切捨て)}$$

③ 類似業種比準価額

それほど難しくないため、しっかりと落ち着いて解答すること。

<基本算式>

イ 1株(50円)当たりの株価(E)

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉔}}{B} (X.xx) + \frac{\text{㉕}}{C} (X.xx) + \frac{\text{㉖}}{D} (X.xx)}{3} (X.xx) \right] \times \text{斟酌率} = E \text{ (10銭未満切捨て)}$$

ロ 1株当たりの類似業種比準価額の計算

$$E \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}} = \text{評価額 (円未満切捨て)}$$

ハ 類似業種の金額

各金額は次のとおりである。

記号	内 容
A	課税時期の①属する月, ②前月, ③前々月, ④前年平均, ⑤課税時期前2年間平均 の最も低い株価
B	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額
C	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額
D	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額)

ニ 評価会社の金額

記号	内 容	基 本 算 式	端 数 処 理
㉔	評価会社の1株当たりの年配当金額	$\frac{\text{直前期末以前2年間における配当金額} \div 2}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	10銭未満切捨て
㉕	評価会社の1株当たりの年利益金額	次のいずれか少ない金額 イ $\frac{\text{直前期末以前1年間における利益金額}}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$ ロ $\frac{\text{直前期末以前2年間における利益金額} \div 2}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	円未満切捨て
㉖	評価会社の1株当たりの純資産価額(帳簿価額)	$\frac{\text{直前期末における純資産価額(帳簿価額)}}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	円未満切捨て
—	50円当たりの発行済株式数	$\text{直前期末の資本金等の額} \div 50 \text{円}$	1株未満切捨て
—	1株当たりの資本金等の額	$\text{直前期末の資本金等の額} \div \text{直前期末の発行済株式数}$	円未満切捨て

ホ 類似業種比準価額の修正計算

「N社は、平成31年2月28日の株主総会にて直前期事業年度の末日を基準日とした株式の配当を見送る決議をしている。」との指示があるため、決算配当はないものとして解答することになる。

従って、直前期末の翌日から課税時期までの間に支払効力が生じた配当金はないため、類似業種比準価額の修正計算は行う必要はないことになる。

④ 原則的評価額

大会社であるため、原則的評価額は次のいずれか少ない金額である。

- イ 類似業種比準価額
 ロ 1株当たりの純資産価額(80/100の特例なし)

(8) O社債

東京証券取引所に上場されているため、上場社債として評価する。

なお、課税時期の最終価格は、既経過利息の額を含まない裸相場であるため、別途既経過利子の額を加算する必要がある点に留意すること。

$$\text{1口当たりの評価額} = \text{課税時期の最終価格} + \text{源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額}$$

(9) P受益証券

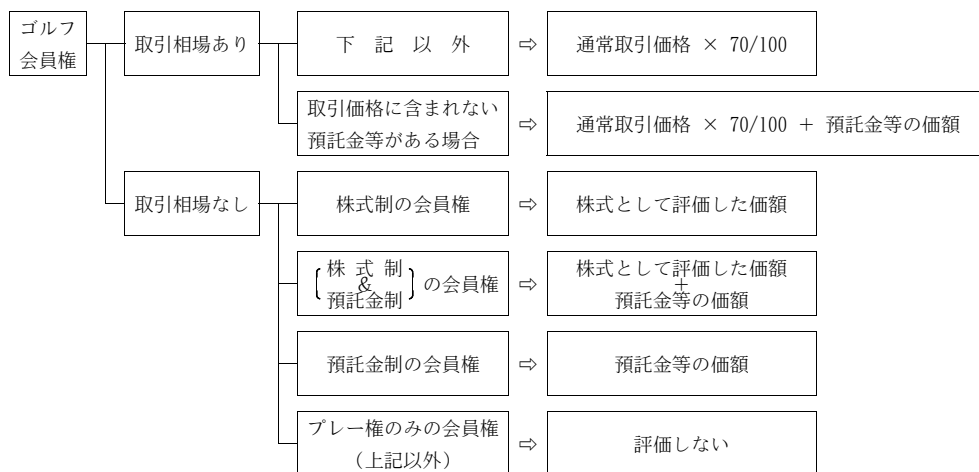
証券投資信託の受益証券に該当する。なお、年1回の決算が行われるものであるため、日々決算型の証券投資信託の受益証券以外のものとして評価する。

$$\text{課税時期の1口当たりの基準価額} \times \text{口数} - \text{課税時期において解約請求等した場合に源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額} - \text{信託財産留保額及び解約手数料(消費税額に相当する額を含む)}$$

なお、本問では1万口当たりの基準価額が与えられているため、上記の「1口当たりの基準価額」を「1万口当たりの基準価額」と、「口数」を「口数を1万口で除して求めた数」と読み替えて計算した金額となる。

(10) Qゴルフ会員権

取引相場がなく、株主であり、かつ、預託金を預託しなければ会員となれないものであるため、「株式価額+預託金価額」により評価する。



※ 預託金等の価額は返還時期により次のいずれかにより評価する

- ① 課税時期に直ちに返還される場合・・・返還額
- ② 課税時期に返還されない場合・・・返還額 × 返還時期までの期間(年未満切上)による複利現価率

(11) R銀行定期預金

課税時期までの既経過利息の額を加算して評価する。

使用する利率は、相続開始日における解約利率によるため、留意すること。

3 小規模宅地等の特例

- (1) 宅地Hは、被相続人甲の居住用に供される家屋Iの敷地であるため、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当する。
なお、家屋Iのうち配偶者乙が所有する部分については、「被相続人甲と配偶者乙との間で家賃等の授受は、行われていない。」との指示があるため、被相続人甲と配偶者乙との間で無償で使用させていることから、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当する点を確認すること。(措通6904-7)
また、この被相続人等の居住の用に供されていた宅地等を、配偶者乙が取得していることから、特定居住用宅地等に該当することになる。
- (2) 宅地Jは、被相続人甲の貸付事業の用に供されているため、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等に該当する。(相当の対価による貸付けが「被相続人等の事業の用に供されていた宅地等」に該当する取扱いは、上記2(3)を参照)
また、貸付先が特定同族会社であるN社であり、N社の特定事業の用に供されており、かつ、役員である子Aが取得しているため、特定同族会社事業用宅地等に該当することになる。
- (3) 宅地Lは、被相続人甲の貸付事業の用に供されているため、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等に該当する。
また、取得した子Aが貸付事業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで継続しているため、貸付事業用宅地等に該当する。
- (4) 宅地Mは、課税時期において造成中であり、事業の用又は居住の用に供されていないため、特例対象宅地等に該当しない。
- (5) 本問では、貸付事業用宅地等に該当するものがあるが、貸付事業用宅地等を選択特例対象宅地等としなければ、特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等の限度面積を併用適用でき、減額金額も大きくなるため、貸付事業用宅地等を選択しないこととなる。
限度面積の適用関係は、確認するように。

4 みなし財産

- (1) S生命保険は、取得した保険金の一部を相続税の申告期限までに国に贈与したため、国等に相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等(租税特別措置法第70条)の適用がある。
なお、生命保険金の非課税(相続税法第12条)は、国等に相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等(租税特別措置法第70条)の適用を受ける部分の金額を控除した後の保険金の額を基礎として計算する点も確認するように。(基通12-9)
- (2) T生命保険は、養子Dの生存中に限り支給されるものとされているため、終身定期金に該当する。ただし、問題文の訂正・削除により、年齢、平均余命年数及び複利現金現価率が不明となるため、終身定期金としての評価はできない。
なお、定期金評価額と比較する「定期金に代えて一時金により支給を受ける場合の金額」が与えられており、本問では定期金評価額が計算不能であることから、この「定期金に代えて一時金により支給を受ける場合の金額」により評価することが無難である。
解答では、問題文の資料が不完全であることを考慮して、配点は付していない。(若しくは、全受験者を正解とすべきである。)
また、保険料負担者の按分を忘れないように。

養子Dは配偶者乙の連れ子としての条件で出題しているが、養子Dの生年月日と被相続人甲・配偶者乙の婚姻日との関係からして配偶者乙の連れ子に該当しない状況となってしまう。
そのため、養子Dの生年月日を削除することで、配偶者乙の連れ子としての条件を満たすようにしていると考えられる。
ただ、このように条件を変更するのであれば、定期金に関する資料も訂正・削除してほしいところである。

- (3) U生命保険は、取得した保険金の一部を相続税の申告期限までに宗教法人Aに贈与しているが、宗教法人は国等に相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等(租税特別措置法第70条)の適用対象とされていないため、同規定の適用はない。
ただし、被相続人の意思に基づいてなされた場合には、昭和35年10月1日付直資90「被相続人の意思に基づき公益法人を設立する場合等の相続税の取扱いについて」の取扱いにより、被相続人甲から宗教法人Aに対する遺贈として取扱うことも考えられるが、被相続人甲の意思に基づくものであるかが不明確であるため、その適用はないものとして解答することが無難である。

宗教法人Aが答案用紙の「相続人等の課税価格の計算」に印字されていたことを考慮すると、上記の取扱いを問いたいという出題者の意図も感じられるが、解答では考慮しないものとしている。

- (4) N社退職功労金等は、弔慰金相当額の判定に留意すること。
なお、業務上の死亡でないため、月額報酬の6ヶ月分が弔慰金相当額となり、相当額を超える部分は退職手当金等として相続税の課税対象となる。

5 債務控除

- (1) 被相続人甲に関する租税は、債務控除の対象となる。
- (2) 被相続人甲の通夜及び葬式の費用・納骨費用は、債務控除の対象となる。
なお、香典返しの費用・初七日法要の費用・相続登記に要した登録免許税は、葬儀に要した費用とはいえない。従って、債務控除の対象とはならない点に留意すること。

6 生前贈与関係

- (1) 配偶者乙は、平成29年において被相続人甲から家屋Ⅰの共有持分2分の1の贈与を受けているため、生前贈与加算の適用を忘れないように。
また、贈与税の配偶者控除の適用を受けているため2,000万円までの金額は、特定贈与財産として生前贈与加算による加算対象外とされる点も見落とさないように。
なお、家屋Ⅰについては、平成29年分の固定資産税評価額が与えられていないため、生前贈与加算額の計算が行えないようにも考えられるが、問題文で示されている「固定資産税評価額48,000,000円」を用いて計算することが無難である。

本来、固定資産税評価額は3年ごとに見直され、評価替えの年度の翌年度及び翌々年度は、原則として評価替えの年度の評価額が据え置かれる。直近の評価替えは平成30年度であったため、本来であれば平成29年度の固定資産税評価額と令和元年度の固定資産税評価額は異なるはずである。従って、本来であれば同じ固定資産税評価額を用いるのはおかしいが、解答では与えられた資料で解答を作成している。

- (2) 子Cは、平成28年分から相続時精算課税の適用を受けているため、平成29年分の贈与についての相続時精算課税の対象となる点を確認するように。
- (3) 養子Eは、住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けているため、非課税額は生前贈与加算の適用対象外となる。
なお、取得した住宅用家屋は「エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として同法施行令第40条の4の2第7項に定めるもの以外の住宅用家屋」であることから、非課税限度額は700万円となる点も見落とさないように。
また、契約日が不明ではあるが、平成28年1月1日から平成32年3月31日までの契約であれば非課税限度額は同じであり、贈与年契約年と贈与年が大きく異なることは考えにくいので、非課税限度額は700万円とすることがぶなである。

7 税額計算

- (1) 孫Fは、代襲して相続人となっている者に該当しないため、相続税額に2割加算の適用対象となる。
孫Gは、代襲して相続人となったため、一親等の血族に該当する。なお、孫が養子となっている場合の、一親等の血族に含まない取扱いは、「被相続人の養子」となっている場合に適用されるため、孫Gにはその取扱いがない点にも留意すること。
- (2) 配偶者乙及び養子Eの贈与税額控除の計算は、配偶者控除額及び住宅取得等資金の非課税限度額を考慮した上で計算する必要があるため、それぞれの金額に留意すること。
- (3) 配偶者乙は、被相続人甲の配偶者であるため、配偶者の税額軽減の規定の適用対象となる。
- (4) 子Cは、特別障害者であり、法定相続人であるため、障害者控除の適用がある。
1年当たりの控除額についても留意すること。
- (5) 子Cは、相続時精算課税の適用を受けているため、相続時精算課税分の贈与税額控除の適用がある。
なお、本来であれば差引税額の下で控除されるものだが、本問では答案用紙の様式に従っていただければ充分である。